

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 吉田 敬子

- 1 日時
令和2年6月11日（木曜日）
午後1時42分開会、午後3時10分散会
- 2 場所
第2委員会室
- 3 出席委員
吉田敬子委員長、白澤勉副委員長、関根敏伸委員、五日市王委員、佐藤ケイ子委員、
佐々木茂光委員、田村勝則委員、工藤勝博委員、高田一郎委員、山下正勝委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
阿部担当書記、千葉担当書記、尾形併任書記、三熊併任書記、鈴木併任書記
- 6 説明のため出席した者
佐藤農林水産部長、石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長、
伊藤技監兼農村整備担当技監、大畑副部長兼農林水産企画室長、
藤代農政担当技監兼県産米戦略室長、橋本林務担当技監、阿部漁港担当技監、
高橋技術参事兼流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監、
菊池競馬改革推進室長、鈴木農林水産企画室企画課長、安齊農林水産企画室管理課長、
菊池団体指導課総括課長、中村農業振興課総括課長、小原農業普及技術課総括課長、
佐々木農産園芸課総括課長、米谷畜産課総括課長、長谷川畜産課振興・衛生課長、
高橋林業振興課総括課長、工藤森林整備課総括課長兼全国植樹祭推進課長、
工藤漁業調整課長、
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
議案の審査
 - (1) 議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算（第3号）
第1条第2項第1表中
歳出 第6款 農林水産業費
 - (2) 議案第8号 農業大学校条例の一部を改正する条例

9 議事の内容

○吉田敬子委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、先般の人事異動により新たに就任された執行部の方を御紹介いたします。

佐藤農林水産部長から農林水産部の新任の方の御紹介をお願いいたします。

○佐藤農林水産部長 さきの人事異動によりまして、工藤亘森林整備課総括課長が全国植樹祭推進課長を兼任することとなりましたので、御紹介をいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田敬子委員長 以上で人事紹介を終わります。

委員各位及び執行部に申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策として、さきの議会運営委員会において、委員、執行部の出席職員及び書記の委員会室への水やお茶の持ち込みが可とされたところではありますが、持ち込んだ飲物の容器は机の中や足元等見えない位置に置かれるようお願いいたします。

また、同じく新型コロナウイルス感染症対策として、質疑は執行部の答弁を含め、1人当たり20分を目安といたしますので、御了承願います。なお、執行部の答弁は簡潔明瞭に行うよう御協力をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費及び議案第8号農業大学校条例の一部を改正する条例、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大畑副部長兼農林水産企画室長 それでは、私から農林水産部の補正予算議案について御説明を申し上げます。

議案（その1）の冊子、4ページをお開き願います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第3号）であります。当部関係の補正予算は第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額2億6,099万8,000円を増額しようとするものであり、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を計上しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に簡潔に御説明を申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の25ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費であります。まず、1目農業総務費の県産農林水産物学校給食提供緊急対策事業費補助は、消費が減退している県産地鶏肉の学校給食への提供に要する経費を補助しようとするものであり、県産農林水産物販売促進緊急対策事業費は、消費が減退している県産牛肉等の販売促進の取り組み等に要する経費を措置しようとするものであります。

3目農業改良普及費の農業研修用施設・農業機械等導入事業費は、人手不足に対応するため、援農や就農の研修に必要となる農業機械等の導入に要する経費を措置しようとするものであります。

4目農業振興費のいわての農林水産物まるごと展開事業費は、花卉、花であります。花の消費拡大に向け、公共施設等における県産花卉の展示や、産直施設等における販売促進に要する経費を措置しようとするものであり、その下のコメ加工品等輸出拡大緊急対策整備事業費補助及び輸出用食品製造施設等整備緊急支援事業費補助は、海外ニーズの変化等に対応するため、輸出を行う食品製造業者等に対し、施設や機器の整備等に要する経費を補助しようとするものであります。

26ページをお開き願います。2項畜産業費、2目畜産振興費の肥育牛経営体質強化体制整備事業費は、国の肥育牛経営等緊急支援特別対策事業の交付要件である肥育農家による経営体質強化の取り組みを支援するため、飼料分析に係る機器の導入経費等を措置しようとするものであります。

次に、27ページに参りまして、4項林業費、2目林業振興指導費の県産木材等需要創出緊急対策事業費は、木材需要の減少に対応するため、県産木材製品等の情報発信や、放課後児童クラブ等への県産木材製品の提供に要する経費を措置しようとするものであります。

次に、28ページをお開き願います。5項水産業費、2目水産業振興費の県産農林水産物学校給食提供緊急対策事業費は、消費が減退している県産ホタテガイの学校給食への提供に要する経費を補助しようとするものであり、県産水産物需要創出緊急対策事業費は、家庭消費向け加工品開発と販路開拓を促進するため、アドバイザーの派遣や情報発信に要する経費を措置しようとするものであります。

補正予算議案の説明は以上であります。若干のお時間を頂戴し、お手元に配付しております新型コロナウイルス感染症対策概要版（第3弾）農林水産部関係につきまして、あわせて御説明をさせていただきたいと存じます。

この資料につきましては、4月30日の常任委員会において御説明をいたしました国や県の農林水産業に係る新型コロナウイルス感染症対策を取りまとめた資料に、今回の県の補正予算案に計上している事業や国の新たな対策等を加えた資料でございます。ここでは、国の第二次補正予算案に計上され、県予算を介さず関係団体等を通じて実施されます新たな対策や、既に措置されている対策のうち、運用が改善された対策について御説明をさせていただきます。

それでは、1ページ、右側の国事業等の対策の欄をごらんいただきたいと存じます。括弧書きの第二次補正予算の下に記載したものが新たな対策等ではありますが、1、金融支援等におきましては、経営継続補助金が措置されております。この経営継続補助金は、感染拡大防止対策とともに、販路の回復・開拓、生産・販売方式の確立・転換など農林漁業者の経営の継続に向けた取り組みを支援するものです。

次に、3ページをごらんください。3、農業では、同じく右側の欄ではありますが、丸の

一つ目、優良肉用子牛生産推進緊急対策事業については、肉用子牛の全国平均価格が一定の水準を下回った場合、畜舎環境の改善、子牛の疾病の防止等に取り組む生産者に対し、子牛販売頭数に応じた奨励金が交付されるものであります。

丸の二つ目、高収益作物次期作支援交付金については、国の一次補正予算で措置された内容の運用改善が図られたものであり、下の矢印の部分のとおり、果樹、花卉等の施設園芸の交付単価が新たに設定をされたものであります。

丸の三つ目、酒造好適米の保管・供給支援については、令和2年度当初事業の運用改善として、下の矢印の部分のとおり、酒造好適米の保管経費や輸出用日本酒向け酒造好適米の作付が支援されるものであります。

次に、4ページに参りまして、4ページの下の方、4、林業におきましては、右側の欄、丸の一つ目、輸出原木保管等緊急支援事業については、国の一次補正予算の運用改善として、下の矢印の部分のとおり、国内流通向けの原木が支援対象に追加されるものであります。

続きまして、5ページをごらん願います。5、水産業における丸の一つ目、資源・漁場保全緊急支援事業につきましては、基金事業の運用改善として休漁を余儀なくされている漁業者が行う藻場におけるウニの駆除、漁場の清掃等の取り組みを支援するものであり、丸の二つ目、特定水産物供給平準化事業については、国の一次補正予算の運用改善として、下の矢印の部分のとおり、保管料等の経費に対する補助率の引き上げを行うものであります。

6の労働力に参りまして、丸の一つ目、水産業労働力確保緊急支援事業については、国の一次補正の運用改善として、下の矢印の部分のとおり、作業経験者等を雇用する場合の支援水準の拡充のほか、遠洋漁業において外国人船員を現地の港で乗船させる際の経費が追加されるものであります。

以上、関係団体等を通じて実施される主な国の対策を御説明させていただきましたが、県といたしましては、関係団体等と連携しながら、こうした国の対策も積極的に活用してまいり、県補正予算案に計上いたしました新規施策等に加え、既存施策の一層の推進や柔軟な対応などにより影響を受ける農林漁業者の支援に努めていく考えであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○小原農業普及技術課総括課長 議案第8号農業大学校条例の一部を改正する条例案について御説明をさせていただきます。

議案(その2)の30ページをお開きください。資料の後ろ側のほうから開いていただければと思います。なお、条例案の内容につきましては、お手元に配付しております農業大学校条例の一部を改正する条例案の説明資料により説明をいたします。

初めに、1の改正の趣旨であります。新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響に起因する経済的事情により修学が困難で、特に必要があると認められる者に係る入学検定料の免除について定める等所要の改正をしようとするものであります。

2の条例案の内容であります。 (1)として、入学検定料の免除について定めるものがあります。 今般の新型コロナウイルス感染症の影響のあった学生の修学を手厚く支援するため、法の減免対象となっていない入学検定料について免除できるよう新たに規定するものであります。

(2)といたしまして、入学料を還付の対象に追加するものであります。 現在還付の対象としていない入学料について、入学料の納付後に家計急変の事情が生じ、大学等における修学の支援に関する法律の規定により減免された入学料を還付できるよう改正するものであります。

資料中の表は、今回の改正等について現行と比較し、整理したものとなります。 網かけの部分が今回の条例改正で追加するものです。

3の施行期日等ではありますが、この条例は令和2年7月1日から施行しようとするものであります。 入学料の還付に係る改正規定につきましては、今年度の入学生から対象とできるよう、令和2年4月1日に遡及して適用しようとするものであります。

以上で説明を終わります。 よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐藤ケイ子委員 私は2点質問させていただきたいと思います。 林業振興の関係です。 県産木材等需要創出緊急対策ということで、3,400万円余ですけれども、この間の説明会の資料などを見ても、放課後児童クラブとかさまざまな施設に県産木材製品を導入するのに補助をしようということですが、県産木材を使用して設備を導入するには、計画を取りまとめる、それによって製品を発注する、製品をつくるなど、やはり結構時間がかかると思うのですが、やはり年度内にやれる事業になるのか疑問に思いつつ、延長などもあるのかどうか、また、1施設に対する面積要件や、限度額があるのかどうか、少し詳しくお聞きしたいと思います。

それから、あともう一点は、農林水産関係で、外国人の労働者といいますか、実習生というか、そういう方々に今まで働いていただいて、生産活動が行われてきたわけですが、多くの外国人の方々が入国できない中で、生産がおぼつかないところがあるとお聞きしています。 今回の補正には入っていないわけですが、そのように生産ができないことによる影響が今後出てくるのではないかと思います。 現在、減収にはなっていないわけですが、今後本当に影響が大きくなるのではないかと思います。 そういったところなのですが、そういう外国人労働者の関係の現状把握はどのようになっているのか、また、今後の対応は検討しているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○高橋林業振興課総括課長 ただいま林業振興の関係の放課後児童クラブ等への木製品の配付につきまして御質問いただきました。 配付先としては、県内の児童館、放課後児童クラブ、子ども食堂、こういったところを想定しております。 これから木材の生産の団体、あるいは木材、木工加工の団体の方々とどういったものをつくっていくかといったことを上半期に検討させていただきたいと思っております。 その後、各市町村を通じて、これら

の団体のニーズを調査させていただきまして、児童クラブや、児童館で必要とする木製品の数を調整させていただきたいと思います。

面積要件などはありませんが、おおむね同じような金額でさまざまな種類の木工品を用意し、その中からメニューとして選んでいただくことを考えております。

委員から御指摘ありましたように、年度内で実施ができるように市町村と協力しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○中村農業振興課総括課長 外国人技能実習生の関係です。受け入れ団体等からの聞き取り、JA等の聞き取りによりますと3月末現在ですけれども、農業関係で75経営体、事業所では、およそ370人ほどが岩手県内で受け入れられて、実習しております。

委員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により入国できない、あるいは出国できないというような状況にありますが、国の在留資格の変更等によりまして、特定技能であるとかで、ここ数カ月間は労働不足に近々生じる状況ではないと現地から確認を取っております。

しかしながら、今後農作業の繁忙期を迎えるに当たりまして労働不足にならないように、いろいろ各方面からの情報を入手しながら対策を講じてまいりたいと思います。特に具体的には、国で措置する農業労働力確保緊急支援事業の活用の促進、また県内各JAに設置しております職業紹介所等に情報提供するなど、引き続き多様な労働力の確保に努めてまいりたいと考えております。

○石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長 外国人労働力の関係で、水産分野もありまして、水産分野は主に水産加工で外国人実習生が働いていらっしゃいます。同じく3月末現在で、県内の主要な会社12社、宮古市、釜石市、大船渡市を聞き取りした段階では、150人ほど働いておりまして、現在のところは7月を中心に研修生の入れかえと、3年の研修を終えた研修生が帰国し、新たに研修生が入ってくる時期に差しかかっております。現在水産加工のほうは、繁忙期が9月以降になりますので、業務上の影響は大きく出ておりませんが、これからの入出国関係の影響が出てくることを業界では少し懸念しているというところです。

○佐藤ケイ子委員 わかりました。県産木材の利用なのですが、子供関係の施設に限定しているということで理解すればいいのでしょうか。県の施設もそうですし、市町村の施設もそうですけれども、結構補修を要するとか、もう少し整備をしたほうがいいと思うところがたくさんあるのですが、子供関係の施設に限定しているという理由はどういうことなのでしょうか。

○高橋林業振興課総括課長 子供関係の施設を選定した理由ですが、放課後児童クラブにおきましては、児童やその保護者の方々の利用が見込まれまして、また児童館等は公民館等と併設される例もあります。親子のほか、地域住民との交流や利用も多く見込まれることから、児童やその保護者、地域の方々にも県産木材製品に触れていただき、そのよさを知ってもらおう機会になると考えております。将来的な県産木材の利用促進、需要喚起にも

つなげるという考えから選定したところです。

それから、ほかにも木材の製品を入れたほうがいいところがあるのではないかということについてです。放課後児童クラブや児童館におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、学校、幼稚園等が閉鎖した際に、子供の居場所として改めてその重要性が認識されたところでありまして、今後新型コロナウイルス感染症の状況も考慮して、配付先として、限られた予算の中で優先して選定させていただいたところです。

○白澤勉委員 まず、今回の補正内容の取りまとめ、本当にお疲れさまです。私からも、二、三点に絞ってお伺いしたいと思います。

まず、まさに牛肉や、花卉を中心に、農作物の収入減によって経営の圧迫が今実際に起きております。今回も金融支援対策、農業経営支援策とか、さまざまな利子補給の対策とかを行っておりますが、お伺いしたいのは農林水産部として、農業者のそういう経営相談の相談窓口を含む相談体制をどのように取り組んでいるのか、お伺いします。

○鈴木企画課長 相談窓口等の対応についてのお尋ねです。本年4月10日に、新型コロナウイルス感染症に係る農林水産業者からの生産活動ですとか、経営等の相談に対応するために、相談窓口を広域振興局、農業改良普及センター等を含む現地機関、県庁、合計33公署に設置したところです。

これまでの相談の状況を見ますと、6月10日時点で32件となっております。ただ、これは窓口のほうに電話とか、お越しいただいての件数です。実際には、現地のほうで農家の指導活動などで出歩いている職員がおります。そういった職員には、直接困っていること、それから支援の内容等、支援策等の問い合わせがありますので、その場で回答しているというようなことで、それはカウントしておりません。

相談の内容につきましては、資金繰り支援に関する相談、それから国や県の支援策、こういった要件で対象になるのかですとか、そういった制度の詳細に関する相談がふえてきているということです。

また、感染拡大の防止に関する相談、こういったものも寄せられているというようなことでございます。引き続きこういった相談に対しては、丁寧に対応をしていくということでございます。

○白澤勉委員 ありがとうございます。相談体制を整備し、いろいろな相談に対応しているということでありました。先般いろいろ県内の団体を回りまして、御要望とかを聞いてまいりました。その中で、全国農業協同組合連合会、JAグループのほうでは、この持続化給付金、国のほうの制度ではありますけれども、そういった部分の、生産者の方々が対象になっているのか、なっていないのか含めて、そういう相談窓口というか、JAとしても申請窓口だったり、あるいは相談窓口を県と一緒に設置したいというような御要望もありました。そこら辺の対応の考え方、どのようにお考えになっているのか。商工会、商工会議所、商工労働観光部のほうでは、まさに商工会議所が中心になって、そういった相談窓口も設置しておりますけれども、農林水産部としてそこら辺の対応をどのよう

にお考えになっているかお聞きします。

○中村農業振興課総括課長 持続化給付金、あるいは今回国のほうで示しております経営継続補助金等々、特に経営継続補助金等につきましては、J Aの伴走支援等もありまして、J Aが密接な関係を保ちながらいろいろと支援をしていく状況ですし、先ほど委員から指摘のありました持続化給付金、これにつきましてもJ Aが窓口を設置する体制で準備を進めていると聞いております。

県といたしましても、先ほどお話のありました相談窓口、そこに現地機関が含まれておりますので、農業改良普及センター等を中心にJ Aと一緒に連携しながら、農家にきめ細かに対応してまいりたいと考えております。

○白澤勉委員 ぜひ団体とも連携しながら、農業改良普及センターもその役割を果たし、今まさに生産者にとって必要とされる組織として、農業改良普及センターの経営指導などの力を発揮していただき、一丸となった支援に取り組んでいただきたいと思います。

次に、流通対策について、今回もいわて農林水産物まるごと展開、あるいは学校給食に向けての牛肉やホタテの消費拡大対策が補正予算等に計上されております。そこで提案です。既にお考えかもしれませんが、今花卉が非常に消費が落ち込んでいます。例えば病院の医療従事者に対して、いろいろな対策をしていますが、そのような施設に対して花を贈り、患者や医療従事者を応援するメッセージを展開してはどうかと思うのです。今回県産花卉の展示などの部分を行ってはいるとは思います、そのような支援策についてお考えをお伺いしたいと思います。

○佐々木農産園芸課総括課長 花の展示等についての考え方の質問です。今回公共施設等への花の展示ということで考えております。事業内容は、市町村から推薦のあった施設、県関係施設、道の駅等を現在想定しているところです。医療関係の部分につきましては、県立病院等もありますので、市町村と連携しながら、病院等での展示につきましても今後検討する必要があるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白澤勉委員 私は、市町村からの推薦について否定はしませんが、県として主体的にもっとリードしていく姿勢が求められていると思います。ましてや県立病院などは公的機関でありますし、そういう医療従事者を応援するのだ、また今病院にかかっている方々に対する一つの安らぎの応援メッセージも込めて、農林水産部としても果たす役割というのは大いにあると思うのです。今回補正には入っていないのかもしれませんが、ぜひそういった花の振興についてももう少し総合的、俯瞰的な目線で、部内でアイデア出しもしながら、検討していただきたいと思います、部長の御所感をお願いします。

○佐藤農林水産部長 花卉の関係の質問です。私も今回花卉の生産者のところを実際に回らせていただきまして、非常に新型コロナウイルス感染症の影響で販売不振に陥っているという状況は何ってまいりました。

国も花卉の振興ということで、予算を今回措置しているわけです。県としても影響を受けております牛肉等に続いて、花卉の関係も支援が必要だろうということで、花の展示の

関係の予算を今回計上させていただいたところです。その際に展示先をどうするのかということは内部でも随分議論させていただきました。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等も控えているということもありますので、やはりなるべく多くの県民の方にそういう花卉に触れていただく機会をつくったほうがいいだろうということで、当初想定していたよりも対象の箇所数をふやしたところです。

具体的には、公共施設を中心に考えておりますが、ただいま委員から御指摘等もありましたが、全国的にも、海外でも医療従事者に対する声援ということもされていますので、県立病院等への展示については想定外にしておりましたが、そのほかのところにももう少し拡大できるかどうか、予算計上した中で対応は検討させていただきたいと思います。

○白澤勉委員 ぜひ前向きに、岩手医科大学附属病院を含めて検討していただければと思います。

最後にいたします。畜産業の今回の経営支援ということで、肥育経営生産基盤強化等々対応されるということで伺っております。それで、国でも牛マルキンの事業で差額補填ということになっておりますが、今回の自然災害といいますか、この新型コロナウイルス感染症対策の影響で、相当価格が下落して、畜産農家を中心に経営が非常に逼迫しているところまで、収入保険制度のような部分についての取り組みは、今回畜産に関してはどのようになっているのか。市町村を中心に、例えば紫波町では1頭2万円、さらに町内の子牛については2万円ということで、それぞれ自治体ごとに補填を行っているのですが、そもそもそういった補填価格の差について、セーフティーネット対策、保険制度などの取り組みというのはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○米谷畜産課総括課長 畜産関係の新型コロナウイルス感染症の影響についての質問です。基本的には畜産における肉牛の関係では、先ほど委員がお話しになりましたが、肥育牛についてはマルキン制度、子牛については生産者補給金制度というセーフティーネットがあります。TPP11の発効に伴いまして、法制化された制度としてあるということで、まず一義的にはそちらのほうでの対応となります。

今回市町村あるいはJAのほうで、さまざまな支援措置をしていただいた部分もありますし、また今回の国の補正対策、あるいは県の事業等も使いながら、市町村あるいは団体の事業などを使いながら、生産者の経営の逼迫を少しでも緩和するような取り組みを進めていきたいと考えているところでおります。

○白澤勉委員 最後にいたしますが、今回の国のほうの経営安定対策、これも県の制度と県の補正事業とあわせて、重要な事業になってくると思うのですが、その需要というか、どのくらいの規模で取り組まれると見込んでいるのか、お伺いします。

○米谷畜産課総括課長 国の対策の関係ですが、これにつきましては肥育経営体、1頭当たり、このうちの二つのメニューに取り組みますと2万円が交付されるということですが、それにつきまして私どもは肥育農家の方々にその辺の恩恵を被っていただけるように、県の現地機関等が支援していきたいと考えております。そのために、今回6月補正

でそれに係る資材等を整備するための予算案を計上したところです。いずれにしましても、今回の国の対策等につきましては、何とか肥育農家の方々に参画していただけるようなところで、我々は取り組んでいきたいということとしております。

○**白澤勉委員** ぜひ事業継続が可能な畜産県岩手をしっかりと守っていく視点で、さまざま声をくみ上げながら、あるいは遡及適用も含めたことが可能なかどうかの対策などを今後検討していただければと思います。

○**田村勝則委員** 私のほうからは、まず最初に農業総務費ですが、給食に南部地鶏の提供ということで、非常にいい事業を出していただいたと思うわけですが、参考までに秋田県の場合には、比内地鶏がやはり大変だということです。学校給食に使うほかに、高齢者施設にも提供する事業になっているわけですが、地域が雫石町と西和賀町に限定される事業です。そうであればもう少し、社食、中食等にも利用する事業にもなっているわけですが、原料が少ないという部分もあったようですが、もう少し幅広く展開してもよかったですのではないかと思います。これまでの検討内容についてお伺いします。

また、牛肉についてですが、ここに今度新しく予算化もされているわけですが、国の事業で300グラム配るということになって、早ければ6月とおっしゃいましたか、7月でしたか。今の市町村との協議の状況をあわせてこの機会にお聞かせをいただければと思います。

もう一点、肥育牛の経営体、先ほど白澤委員からもお話がありましたが、この体質強化の取り組みの支援をするための経費の補正ということですが、対象者はどのような中身で考えておられるのか、伺います。

○**高橋技術参事兼流通課総括課長** 県産地鶏肉の学校給食の提供についての質問です。需要が減退している農林水産物の学校給食への提供について国の事業を活用するということですが、地鶏につきましては岩手県では岩手地鶏の血を引く南部かしわが対象です。先ほど委員からもお話がありましたが、主な産地は雫石町と西和賀町と、あと久慈市、二戸市にも幾らか飼育をされているという状況です。主に雫石町と西和賀町が産地ということで、そのひなにつきましては畜産研究所が供給しております、それによりますと年間の飼育数がおよそ2,000羽余りという状況です。

したがって、先ほど委員からもお話がありましたように、生産量が非常に限りがありますことから、南部かしわにつきましては宿泊施設、飲食店にも供給されているものがありますけれども、いずれ生産量が限られるということで、まずは子供たちにこういった機会の中で消費をしていただきながら、南部かしわの生産、出荷を下支えしてまいりたいと考えているところです。

それから、牛肉の学校給食についての質問です。今現在県内の各学校、給食センターを対象といたしまして、学校給食への食材提供の要望調査を行っております。間もなく取りまとめられるところですが、その結果に応じまして取り組み主体につきましては、牛肉の場合、全農いわてを取り組み主体とさせていただきたいと考えております。今後、連携を

しながら具体的な供給の準備を進めてまいりたいと思います。

なお、7月上旬を目途に、早く取り組んでいただけたところはその時期をめどに進めるよう、今全力で準備を進めているところです。

○**米谷畜産課総括課長** 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業の対象者ということですが、これにつきましては、私どものほうでは県内の肥育牛経営体、約390戸と見ております。その対象になる牛の頭数につきましては約2万頭を見込んでおります。

○**田村勝則委員** 地鶏、南部かしわは、御答弁いただいたとおりの状況であろうと思えますけれども、当面はいわゆる子供たち、学校給食にということでありましたけれども、ですからそれ以外のところで検討されたのかどうかというのをこの機会に伺います。子供たちだけではなくて、食べたい人はいっぱいいるわけですから、その考え方も必要ではないかと思えます。秋田県では、高齢者施設や中食、社食などにも使っているということもありますから、数量が限定されるとは言いながら、やはりそういうことも考えてもよかったですのではないかと思いますので、改めて御答弁をいただきたいと思えます。

もう一点、牛肉ですが、7月の下旬からといった場合、小中学校は夏休みがどのぐらいの期間になるかわかりませんが、もしかして遅いところは夏休みが終わってからというような対応になるかもしれません。問題は需要が低迷している中で、やはりスピード感が求められると思うのです。そういう意味で、ぜひ関係自治体としっかりと協議をしていただきながら、早めに対応していただくということがやはり大事だと思います。協力金も28%ということで、岩手県はすごく早かったのだなと改めてそのように、岩手県の取り組みのすばらしさに私は敬意を表している者の一人ですが、この事業もぜひスピード感を持ってやっていただければと思います。

そのほか、宮城県などは肥育農家への子牛導入経費支援などかなりの金額を計上しているということでもありますけれども、このメニューもいろいろあると思うのですが、ここに限定してこの金額になったという、その根拠はどういうことなのでしょう、あわせてお聞きします。

○**高橋技術参事兼流通課総括課長** 地鶏肉の学校給食の提供ですが、今回国の経済対策を活用して実施をするというものでして、その国の制度に基づき学校給食の対応ということで、最初からその枠組みの中で実施を検討しているものですが、さはさりながら南部かしわは地域の非常に重要な資源ですので、さまざまな方々にしっかりその良さを御理解いただけるような取り組みもしっかり、またこれとは別に進めていくことが必要ではないかと考えているところです。

それから、牛肉の学校給食、委員のおっしゃるとおりです。いろいろ学校にも御事情があるところではありますが、できるだけ早くこの牛肉の需要を回復していくことにつなげていきたいとスピード感を持ってしっかり取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○**藤代農政担当技監兼県産米戦略室長** 肥育農家の支援の関係ですが、今回の予算にも計上させていただきました380万円につきましては、国の事業で肥育農家の経営体質の強化

に資する取り組み、飼料の分析ですとか、血液分析とか、こういったようなものに取り組みと2万円から5万円の間で奨励金が交付されるという事業です。先ほど畜産課総括課長が申しあげましたとおり、肥育農家の方がそれを確実に受け取ることができるようにということで、側面的に県のほうで飼料の分析あるいは血液分析、そういったものを応援しよう。390戸、2万頭ぐらいの牛が、そういった2万円から5万円の奨励金がもらえるようにというようなことに要する経費として380万円計上させていただいたところです。

また、肥育農家が子牛を導入する経費につきましては、4月の臨時会の際に6,000万円弱ですけれども、そういった導入経費支援というようなものを盛り込ませていただいたところです。またこれとあわせてJAグループのほうでも上乘せというような形で、県と一緒に連携して支援してもらおうというような形のところで、今県内全体で取り組んでいるところです。

○田村勝則委員 私もたしかそうかなと思っておりましたが、大変失礼しました。いずれ牛の農家、本当に大変な状況ですので、現場の声をしっかり受けとめていただきながら、さらなる支援策を考えていただければと思います。

それと、牛肉の学校給食への提供ですが、部位の話はしませんけれども、早めにしっかりと取り組んでいただくようお願いして終わります。

○高田一郎委員 私は、今議論がありました肥育経営体質強化体制整備事業です。これは、国の肥育牛経営等緊急支援特別対策事業に基づいて、経営体質が改善した農家に、1頭当たり2万円から5万円の奨励金を支給するというので、今藤代担当技監のお話を聞きますと、2万頭ということになりますと4億円ぐらいになるのかなということで、これについてはいつ交付がされるのか。そして、これはもう既に影響が出ていますので、さかのぼって支給されるものかどうかというのが一つです。

二つ目は、同じ肥育牛経営緊急支援対策事業の中に、先ほどお話ありました牛マルキンについての生産者負担の納付猶予というのがあります。3月分の交付が、新聞でも報道されましたけれども、岩手県は12万8,315円の支給があります。2月から考えますと、1桁違う大変大きな数字なのですけれども、これが全国的には、生産者負担の納付猶予が行われたところでは、その分を差し引いて4分の3しかもらえないという自治体もあるようです。本来の牛マルキン制度から考えますと、大変問題があると思いますけれども、岩手県の場合はどうなっているのか。

あわせて、前回の委員会でも質問しましたがけれども、この牛マルキン制度が、これまで県別に対応してきたものが、今度はブロック単位になりました。恐らく2月分か、3月分から、対応していると思うのですが、県から東北ブロックに算定方法が変わったことによって、どういう影響が出ているのかということも含めてお伺いしたいと思います。

あわせて、漁業についてもお伺いしたいと思います。イサダの大不漁や、ウニの漁獲制限とか、本当に明るい材料がありません。私も先日被災地にお邪魔して水産加工業者とお話しをしたとき、沿岸漁業は四重苦だと話していました。震災、台風、そして不漁と今回

の新型コロナウイルス感染症ということで、本当に大変だと思います。今回の補正予算には、学校給食へのホタテガイの提供と販路開拓、消費者へのPR、これだけになっていすけれども、漁民の生活を本当に守っていくために十分なのかと思います。新聞報道で、大槌町ではウニ漁業者に1人10万円の直接支援をするということも報道されていますけれども、確かに漁業共済というものがありますが、全員が加入しているわけではありませので、今の漁業の現状に照らして、どういう状況にあるのか、十分な対応なのかどうか、お伺いしたいと思います。

○米谷畜産課総括課長 私から、肥育牛経営等緊急支援特別対策事業のことについてお答えします。

事業の対象につきましては、今年度の4月から遡及で対応が可能となっております。事業の実施に関してですが、国のほうの事業実施体の調整が整いましたので、これから本格的に事業の要望調査等に入ることになっております。私ども、あした農協と関係団体を参集して説明会等を開きながら、6月下旬から7月にかけて事業の要望の取りまとめを行っていく予定でおります。

○長谷川振興・衛生課長 牛マルキン制度のことでお尋ねですけれども、まず生産者積立金の猶予の件ですけれども、これは4月分から9月分までに支払うものを猶予されているところです。それで、この制度ですけれども、生産者の積立金の部分が枯渇した場合に、生産者の部分はそこから4分の1支払われることになっているのですけれども、国から支払われる4分の3のみを交付するということになっております。そのうち、まず岩手県の場合ですけれども、5月、先月交付されたものに関しましては、先ほど高田委員が言われたとおり12万8,315円、これについては満額交付されていると聞いております。

また、今後の見込みですけれども、今月、6月に交付されるものに関しましては、4月の販売分になりますけれども、3月から4月の枝肉の単価の下落状況を鑑みますと、まず交付金の額は先月交付されたものよりはふえるだろうと思います。ただし、生産者積立金に関しましては、その分はまだ枯渇せずに満額支払われることが今のところ想定はされております。ただし、今後に関しましては、まだ枝肉の状況、単価の推移によって変わってくるかと考えております。

また、県別の算定からブロックの算定に変わったという点ですけれども、まずこのブロックの算定に変わったというのが5月交付分、3月の販売分からブロックの算定に変わりました。その際に計算したものが、先ほどから申し上げますとおり、5月交付額が12万8,315円。これを仮に県別、従来の計算方法でやった場合ですけれども、公表されているデータがない中で、県として入手できたデータ、県内での相対取引、これはいわちくでの取り引きなのですが、そちらのデータで県として試算したもの、あくまでも試算ですが、それで試算した場合は15万8,234円の交付金が想定されます。この差額が2万9,919円となっております。

○石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長 漁業関係、水産関係ですけれども、先

ほど高田委員からのお話にもありましたように、この10年間、東日本大震災津波をはじめ、自然災害、それから新型コロナウイルス感染症、それから海洋環境の変化、不漁というような形で、水産界、漁業界は非常に厳しい状況になっているのは御存じのとおりかと思えます。我々も昨年来の議会の議論も通じて、特に不漁対策、いろいろ手を尽くしてやってきているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症対策については、3号補正予算でまずはホタテガイの学校給食への供給と、それから新たな水産加工業者の家庭向け、あるいは小売向けの商品開発、それからそのPRというような事業でやらせていただいております。

水産業、一次産業、農業もそうですが、これからが盛漁期、収穫期になります。その時点、時点で対策を打っていきたいと考えております。水産業の場合につきましては、まずはウニにつきまして、これから盛漁期になるわけですが、先ほどの国と県の支援事業の資料でお示しました5ページの右上の国の対策事業で、国は今回二次補正で資源・漁場保全緊急支援事業という事業を創設する予定としておりまして、本日の国会で予算成立になると執行可能になると思いますが、この事業はウニの駆除を各漁業者がやっていく支援事業となっております。ですので、シーズンが始まるウニの漁業と、それから昨年来話題になっておりますウニによる磯焼けで漁場が大変だという状況を、この事業を活用しながら解決していく。その状況を見守りながら、次の対策を打っていくと、そういうようなことを考えております。

また、漁船漁業につきましては、このシーズン、春のイサダ漁が非常に不漁だったので、昨年来やっております代替のイワシの漁業とか、それから7月を中心にこれから生産が始まりますサーモン養殖の試験養殖など、こういう新たな取り組みを含めながら、現在非常に厳しい状況に置かれております漁業ですけれども、新たな手を打ちながら対応していきたいと考えております。

○高田一郎委員 わかりました。肥育生産支援事業については、さかのぼって対応できるということですので、これは390農家ですか、2万頭という規模ですので、大変大きな奨励金になるのではないかと思います。ただ国の政策、対策というのは、この間いろいろな事業をやってきましたけれども、対象者に届くのが非常に遅いということで、大変大きな問題になっていると思いますので、スピード感を持ってぜひ対応していただきたいということをお願いしたいと思えます。

牛マルキン制度については、長谷川課長から詳しく説明していただきました。本来は牛マルキンというのは、標準的生産費から標準的販売額の差額の9割を補填するというもので、それぞれ国と農家が拠出して基金をつくってやっているのですけれども、本来満額出ても採算が取れるわけではありません。しかも、今回はブロック算定で3万円も下がり、そして基金が枯渇していけば4分の3しか出ないということです。これは、本来TPP協定発効後に経営を支援する、経営安定を図るために法制化されたものです。それをどんどん制度を改悪して、ブロック算定にして、そして猶予をすれば全額出ないと。制度そのもの

のにやはり問題、欠陥があると私は思うのです。これは、やはり牛マルキン制度に対する県としての考え方をはっきりさせて、必要な対応を国に求めていくべきだと思うのですが、その点のことについてお伺いしたいと思います。

○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長 牛マルキン制度については、今高田委員御指摘のとおり、生産費と販売額の差額、赤字になった場合9割補填するというような形で、いわゆる保険制度という形になりますが、非常に重要なセーフティーネットになっていると捉えております。本県を見ますと、約2年前から、より地域の実態に即したような形でやりましょうということで、県別算定というものを導入して取り組んできたところで、全国を見ますと35の県でこういった地域算定というのが行われてきたところです。

今回の新型コロナウイルス感染症の関係で、非常に牛肉の価格が下落して、全国各地でマルキン制度が発動されるというような状況の中で、発動される県、されない県、それから発動される金額、こういったところで随分差がついたということで、国のほうはこういった格差是正みたいなものを図るということで、ブロック別算定というようなものを導入すると聞いたところですが、本県とすれば当然県別算定ということで、より地域の実態に即した形でやってきたところです。3年を単位として制度が動いていますので、制度の途中で変更するという点について承服できるものではないということで、5月の頭にこういったブロック算定について見直しを行わないようにというようなことについて国に要望してきたところであります。また今回の新型コロナウイルス感染症でまだ価格下落が続くのではないかと懸念される中で、発動により生産者負担金が猶予される中で基金が枯渇して、満額出ないというのも非常に生産者の負担が大きいということで、国に対して、そういったことに対して何らかの措置ができないかということの要望について、今検討しているところです。

○高田一郎委員 別な質問に移りたいと思います。

一つは、コメ加工品等輸出拡大緊急対策整備事業及び輸出用食品製造施設等整備緊急支援事業です。輸出戦略ということで、両方合わせて7,400万円ということで、今度の補正全体のかなりの部分を占めていると思います。それで、新型コロナウイルス感染症問題で、本県の農林水産物の輸出にもそれなりの影響を受けているのではないかと思います。この影響と、新型コロナウイルス感染症で世界の消費動向も大きく変わっていると思います。それに見合った輸出戦略というものが必要なのではないかと思いますので、本県の影響と世界の消費動向がどう変化しているのかと思います。

あわせて、製造業などの設備投資に対する支援だと思うのですが、具体的にどんなイメージなのかと、どういったところを県として期待しているのかと、その具体的な中身についてお伺いしたいと思います。

あわせて、学校給食も今回ホタテと地鶏含めて、ホタテがほとんどですけれども、1億円程度の学校給食に対する対応が行われています。これは、大変いいことだと思います。それで、前回の委員会での質疑を思い出したのですが、農林水産部長から岩手県の牛肉の

消費量は全国 31 位だという話もされました。学校給食を含めてですけれども、非常に最近の学校給食の効率化によって、自校方式からセンター方式にどんどん移って、それが一般の流通業者とか学校給食会を通じて、地元でないところの農産物、冷凍食品がどんどんふえていてのではないかと思います。このコロナ危機を希望に変えるという点で、この際学校給食を含めて給食施設に対して、どれだけの県産の農産物が活用されているのか、その実態を把握して、学校給食のセンター方式でもうまく地元の食材をふんだんに活用している自治体があります。そうでないところもたくさんあります。そのほうが逆に多いのかなと思います。この辺の給食施設全体を含めて実態を把握して、もっと地元の食材を活用するという取り組みも抜本的に強化していくべきではないかと思うのですけれども、その辺のところについて県の考えをお聞きしたいと思います。

○高橋技術参事兼流通課総括課長 まずは、輸出についてのお尋ねから御答弁をさせていただきます。今回の新型コロナウイルス感染症、これはもう世界的な流行によりまして、世界各国で非常に大きな影響を受けているのは御案内のとおりです。

我が国の農林水産物全体の傾向からお話をさせていただきますと、農林水産省によりまして、この1月から3月の農林水産物・食品の輸出額ですが、1,953 億円ということで、前年と同時期を比べましておよそ9%減少しているということです。中国あるいは香港向けなどの水産物、それから牛肉などで減少が見られておりますが、一方で米につきましては前年同期比 24.3%増ということで、家庭での消費が多い品目は堅調な推移となっていると理解をしているところです。

県におきましても、同様の傾向が見られるところでして、いわて農林水産物国際流通促進協議会、関係者で組織するこの協議会の会員の皆様からお聞きするところでも、今申し上げたように、米については小売用の需要がふえているところではあります。一方で業務用のところで苦戦をしているというお話でありますとか、牛肉につきましてもやはり減少傾向だということです。

こうした中で、世界的な状況を見ますと、これは我が国も同様ですが、需要の変化が見られまして、飲食店が軒並み営業を停止している関係から、一般の家庭の消費がふえているということです。そうした観点から、今回国の経済対策の中で、海外の各国の需要の動向の変化を見据えて、一般消費に向けた加工品の開発など、あるいはその国の状況に合わせた輸出を進めていく上での冷凍保管庫の整備などに対して補助をする制度が今回経済対策の中で盛り込まれ、このたびの3号補正におきましてはそういった事業の導入を希望する事業者に対し、施設設備の補助を今回御提案させていただいているところです。

今申し上げた内容の中で、本県の県産農林水産物を活用した輸出加工品を、そういった取り組みを支援することによりまして、県産農林水産物の生産販売を幾らかでも海外に向けた輸出によって拡大をしていきたい、そういった期待を持ちながら、こうした事業を県としてもしっかり事業化をし、進めてまいりたいということです。

それから、学校給食ですが、学校給食におきましても県産農林水産物の活用をしっかりと

進めていくべきといった委員のお話もありました。まさにそのとおりだと思っております、いわゆる地産地消、学校給食におきましてもしっかり進めなければいけないということです。県内の給食施設に対して、県産の食材利用がどのくらいなっているかということにつきましては、これはしっかり調査を行っております、平成30年度におきましてはおよそ61.4%、全体とすればそういった状況です。この給食施設は、医療施設も含め、全体の割合が今申し上げた61.4%であります。学校に限って申しますと69.5%ということで、これは全国に比べても比較的高い水準で、県産の食材を使った学校給食が行われていると認識をしております。

いずれ地域のものを理解し、食べていただくことで、健全な教育活動にも県産食材を活用していただくことが重要だと思いますので、こうした調査をしっかり継続しながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○関根敏伸委員 いろいろ質疑を聞かせていただきましたが、私もちょっと関連して、肥育農家の国の事業、牛マルキン制度について確認をさせていただきます。国の肥育牛経営等緊急支援特別対策事業について、これから要望を取りまとめるということのようですが、先ほど390戸肥育経営体があると、2万頭の牛がいるということですが、当然県としては国の支援メニュー、いわゆる二つ以上の経営体質に取り組めば2万円が出るわけです。売上が30%減少して、三つ取り組めば4万円と、これが4割減少して、三つ取り組めば5万円と、それぞれ支給額が上がってくるわけですが、今の経営体の経営状況で、どの程度経営体がこの要件に該当するのか、ある程度今取りまとめされているのではないかと考えております。これは、どのように取りまとめていらっしゃるのか伺います。

あわせて、持続化給付金について伺います。これ以上となると、5割以上減少すると持続化給付金の申請対象農家ということになると思うのですが、JAでもこれから申請窓口を開くということですが、もう既に申請受付が始まっております。今後さらに枝肉が下落してくれば、持続化給付金の対象農家がふえるということも想定されます。今どの程度見込んでいらっしゃるのか、まず一つ伺いますし、あわせて県の単独事業で、4月補正で5,300万円、素牛導入で1万円が出ているわけですが、これが今現在のどの程度活用されているのか、これもちょっとあわせて聞かせていただきたいと思っております。

○米谷畜産課総括課長 国の肥育牛経営等緊急支援特別対策事業の五つの取り組みメニューの関係です。取り組みメニューにつきましては、飼料分析、血液分析、肉質分析、畜舎環境の改善、経営分析という五つのメニューがございます。これにつきましては、要望の取りまとめはこれからなので、どのくらいの声が上がってきているかというところまでは出してはいたのですが、私どもとすれば飼料分析と畜舎環境の整備ということで、畜舎環境の整備につきましては研修会とか、そういったものの紹介とか、そういったことをやりながらやっていただくということで、農家の方々が取り組みやすい、飼料分析と畜舎環境の整備につきましてはまず全戸でやっていただくように働きかけていきたいと考えておりますし、あとそれ以外の経営分析、肉質分析、血液分析のところにつきましては、要

望がありましたらということです。これにつきましても可能な限り、できる限り取り組んでいただきたいと思います、働きかけていきたいと考えております。

あと、4月臨時会で予算措置したのですが、あす農協等の担当者の方を集めまして、事業の説明等をしながら要望を取りまとめることとしております。事業に関しましては、4月導入のところまで遡及対象としておりますので、それも拾いながら事業を進めていきたいと考えております。

○中村農業振興課総括課長 持続化給付金の御質問でした。前年同時期に比べて50%以上減少したところが対象になるということですが、畜産農家等、影響は当然出ているわけですので、対象になるかどうか、なる方もいるかと思いますが、実際どの程度の方が対象になっているかという部分については、私どもで把握できかねている状況です。

○米谷畜産課総括課長 どのくらいが30%台の対象のところですけども、4月の枝肉単価で見ますと、対前年比でまだ20%台ということもありますので、三つ以上の取り組みというところまで、4万円、5万円のところまではいかないのではないかと考えており、4月の段階ではそういうところだと思います。

○関根敏伸委員 わかりました。今の状況だと、売上の3割、4割、5割減というところは、今のところは把握できていない。ただ、今後の枝肉価格の下落状況によっては、これは出てくるということなのだと思います。そこに要件が二つないし三つ加わってくるわけですから、飼料分析は今回の補正で出てきましたが、いろいろな血液分析やら、肉質分析やら、体質強化策をぜひしっかりと、今後でもできる限り国の事業もしっかりと活用できるように、事業の実態も把握しながら進めていただきたいと思います。県の単独事業についてもよろしくお願いをしたいと思っております。

あと、先ほど来、牛マルキン制度のこともありました。ブロック制になって、岩手県の場合ですと5月は12万8,000円という交付であります。都道府県試算をすると2万9,000円ぐらい減額になっているということです。いろいろな県でも、多いところでは10万円以上減額になったというところも、新聞報道ですがあるのです。この中で私が一つ気になったのが、牛の販売はブロック単位で計算すると、ただ生産費は都道府県単位だと、ここにちぐはぐな状況が出ています。牛マルキン制度はそのとおり、生産費と標準的な販売額が逆転減少したときの9割ということですから、生産費が低いところと高いところでは、かける金額が圧倒的に違ってくるのです。

私も農家を回ってきたときに、何で岩手県が生産費はこんなに低く見積もられているのだと文句を言われました。私の認識では、岩手県の畜産農家は小規模です。普通生産費が低いというのは大規模化が図られて、生産性が向上されて、結果として生産費が下がってくるという認識なのですが、なぜ岩手県は小規模農家なのに生産費が低いというような試算をされているのか。全国の状況を見ると確かに低いです。東北の中でも、ほぼ岩手県が一番生産費が低い。西の産地である兵庫県とか、九州地方に比べると、またさらに圧倒的にこれが低くなる。いろいろな取り組みをされているから他の都道府県は高いのかもしれ

ませんが、なぜ岩手県は低いのかということと、あわせて生産費を都道府県のままにしていこうということは、岩手県にとっては非常に大きな損失になるのではないかと思います。先ほどマルキン制度の見直しについても課長からお話がありましたが、この辺は強く訴えていかれる必要があるのではないかと思います。生産費が低い現状と、その認識をもう一度伺います。

○長谷川振興・衛生課長 生産費が低いというところのお尋ねですが、生産費の中で一番大きなシェアを占める素畜費、こちらが岩手県の場合は他県に比べれば低いということで、それで生産費が低くなっているという現状があります。

それで、ブロック算定に当たって、生産費のみを県別で行うという件につきましては、先ほど藤代担当技監から答弁しましたとおり、5月の頭に国に対してまず、3年単位の期間中の見直しについてはやめていただくようにという要望にあわせて、ブロック算定を仮に行うのであれば、ブロック内での不公平感が出ないように、生産費についてもブロック内で統一して計算するようにあわせて要望させていただいております。それをすることによって、少なくとも東北ブロック内では統一の交付金単価となるということで、そのように要望させていただいております。

○関根敏伸委員 これについては、生産費が県単独のままだと、数万円程度も違ってくると思いますので、これはぜひお願いしたいと思います。

最後に、繁殖農家です。基本的には国が直接、独立行政法人農畜産業振興機構を使って行うという事業のようですから、県の補正には出てきていないのだらうと思いますが、これを見ると全国平均で黒毛和種、交雑種、肉用牛、60万円、30万円、18万円、さらにこれが下回れば57万円、29万円、17万円と、1万円、3万円が補填されると、こういう内容だと思います。6月4日付の新聞報道では、全国の5月の取引価格平均値が62万円、一方岩手県の県南市場での価格が57万円ということなのです。単純に見たときに、岩手県は全国平均に至っていないのだけれども、このように現実的に低い状況が既に生じているなと思います。全国平均に満たないときに、繁殖農家への支援は事実上岩手県では難しくなるのではないかと感じていました。

ですから、ここは国の制度だと思うのですけれども、何らかのことを考えていかなければ、繁殖農家への支援というものは事実上難しくなるのではないかと考えております。これについてもさまざま体質改善のメニュー、やはり二つ以上取り組まなければならないということになります。畜舎改良とか経営分析とか、ビタミン剤を投与するなどです。こういったことにも、もう既に取り組んでいかなければ、繁殖農家がやはり立ち行かなくなる、岩手県から畜産農家がなくなってくるという大きなことにもなってくるのだらうと思いますが、国の制度の狭間と体質改善に向けた県の今からの支援メニュー、これについて伺います。

○米谷畜産課総括課長 今度の国の二次補正で出されました子牛の関係の事業ですが、これにつきまして1頭当たり60万円を下回ったときには1万円を、57万円では3万円を交

付する事業です。これについては、全国一律の平均価格を用いるということで、家計の事情等は鑑みない事業となっていましたので、実際のところ、5月あたりのところでは発動しないということになっております。これにつきましてはまず私どもとすれば、今回の事業を繁殖農家が使えるよう、先ほどの肥育経営に対する事業と同じように、四つの取り組みについて、可能な限り繁殖農家の方々に取り組んでいただくよう働きかけていくようにしていきたいと考えているところです。

あと、もう一点、新型コロナウイルス感染症の関係の二次補正ではないのですが、昨年の令和元年度補正で増頭奨励金という事業がありました。50頭未満の方が増頭する場合には1戸当たり24万6,000円、50頭以上であれば17万5,000円という事業が措置されております。今回例えば規模を拡大するという農家の方々もいらっしゃると思いますので、このような事業を活用しながら、繁殖農家の支援をしていきたいと考えております。

○吉田敬子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

本日の日程は以上をもって全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。